

次世代育成支援に対する行動計画

従業員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年4月1日～令和7年12月31日まで

2. 内容

目標1：計画期間内における男性の育児休業取得率を30%以上とする。

＜対策＞

- 令和7年11月～ 出生時育児休業や育児休業の違いを、配偶者が出産予定の従業員へ周知し、取得しやすい職場環境や就業形態を検討する。
- 令和7年11月～ 配偶者の出産予定者に対して、育児休業の取得予定を6ヶ月～2ヶ月以内に行う。

目標2：フルタイム労働者一人当たりの各月ごとの法定時間外労働及び法定休日労働の合計時間数を30時間未満とする。

＜対策＞

- 令和7年11月～ 週ごとの時間外労働の上限数値と注意数値を定め、勤怠管理システムから個人の時間を集計し該当者を抽出し、所属長に注意を促す。
- 令和7年11月～ 上記数値を毎週の定例会議で経営層へ共有し、状況報告や対策の確認を徹底する。